

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「平成23年7月12日と10月12日に、健康増進課の●●●●と●●●●が、暴行と器物損壊の内容で警察に通報した記述のある文書」を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、異議申立人が接客応対中の健康増進課職員に話しかけるなどしたため、健康増進課の職員が警察にした通報の内容に関するものである。

(2) 非公開とした理由

この請求に先立ち、異議申立人は、通報の内容が記載された文書の公開を請求した。実施機関は、本件通報に至った経緯が記載された苦情対応記録をすでに異議申立人に一部公開している。

異議申立人に既に説明したとおり、健康増進課では窓口での対応について、上記の苦情対応記録以外の文書を作成していない。健康増進課が保有する本件通報に関する文書は、先の請求に対し一部公開した文書以外に存在しない。

したがって、実施機関は本件文書を保有していないため、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に該当し、非公開とした。

なお、異議申立人は、暴行及び器物損壊に及んだため警察に通報されたと主張しているが、健康増進課職員は、異議申立人が接客応対中の職員に話しかけるなどして業務を妨害したため警察に通報したものである。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成26年3月26日付けで行った本件文書の公開請求に対して、市長が同年4月4日付けで行った非公開とした処分の取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由については、おおむね次のとおりである。

異議申立人は健康増進課の職員に話しかけた。しかし職務の妨害を意図したわけではなく、ただ話しかけただけで妨害になるはずもない。

警察からの事情聴取の際、警察官から暴行及び器物損壊の容疑で通報があったと聞いている。したがって、通報者は暴行及び器物損壊があったとして警察に通報したはずであり、その旨が記載された文書が存在するはずである。

健康増進課の職員は通報者と通報内容について異議申立人に対し説明していない。また話の内容も二転三転している。仮に本件文書が存在しないというのであれば、健康増進課職員が苦情対応記録に記載された通報内容に関する部分を改ざん又は隠滅した可能性がある。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこ

ととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

本件文書は、通報内容の詳細が記載された文書であると解する。実施機関は、本件通報は暴行及び器物損壊ではなく、業務の妨害に関してしたものであると説明している。実施機関の説明と異議申立人の主張には食い違いがあるが、実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

また、この請求に先立つ公開請求に対し、一部公開した苦情対応記録以上の文書は存在しないという実施機関の説明にも不自然、不合理な点はない。したがって、本件文書が存在するとは認められない。加えて、苦情対応記録に関し改ざん又は隠滅が行われたという合理的な疑いもない。

よって、本件文書は不存在であると認められるため、条例第10条第2項の規定により非公開としたことは妥当である。

(3) まとめ

以上より、本件文書を非公開としたことは妥当である。

年	月	日	内	容
26	4	25	○諮問（第74号）	
26	5	26	○実施機関から非公開理由説明書を受理	
26	6	2	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付	
26	6	18 (第57回第2部会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人から意見を聴取 ○審査	
26	7	16	○答申内容の決定	

氏名	所属団体等
河邊伸泰	弁護士
今里佳奈子	愛知大学
渡邊齊	元朝日新聞論説委員